

# 令和2年度 後期高齢者医療保険料

改定

問 茨城県後期高齢者医療広域連合 ☎029-309-1213、医療年金課 ☎内線1722

令和2年度の後期高齢者医療保険料についてお知らせします。

## 令和2・3年度後期高齢者医療保険料率

令和2・3年度の保険料率は、下記のとおりとなります(県内で均一の保険料率)。

※後期高齢者医療保険料率は、都道府県単位で計算され、2年ごとに見直されます。

	平成20年度～平成23年度	平成24年度～令和元年度	令和2・3年度
均等割額	37,462円	39,500円(+2,038円)	46,000円(+6,500円)
所得割率	7.6%	8.00%(+0.40%)	8.50%(+0.50%)

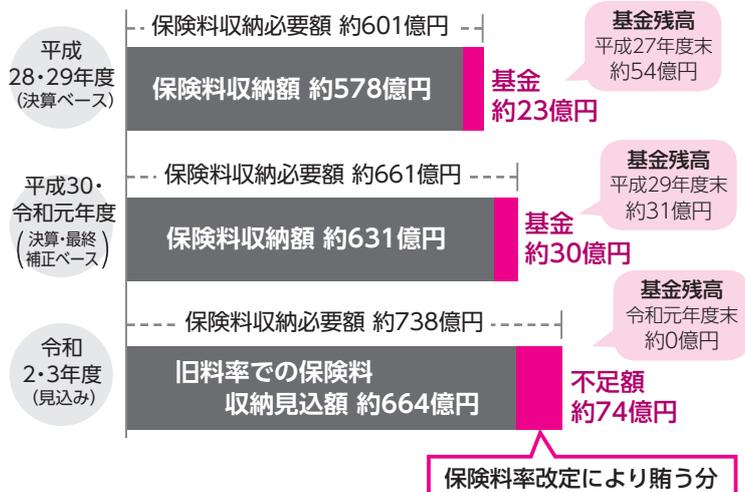
なぜ改定?

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担し、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。

被保険者数の増加に伴い、医療給付費は年々増加していますが、茨城県では平成28年度以降、保険料の不足分を後期高齢者医療広域連合の基金を取り崩して補填することで保険料率を据え置いてきました。

しかし、令和元年度末で基金が底をついたため、令和2・3年度の医療給付費を保険料で賄えるよう保険料率が改定されました。

### 【参考】保険料収納必要額と実際の収納額との比較



## 賦課限度額

中間所得層の負担軽減を図るため、また上位所得者にも応分の負担を求める観点から賦課限度額(年間保険料額の上限)が62万円から64万円に変更となります。

	令和元年度	令和2年度
均等割額	62万円	64万円

## 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(世帯主および被保険者)の総所得金額が以下の場合	令和元年度 軽減割合	令和2年度 軽減割合
①33万円以下の世帯(②を除く)	8.5割	7.75割
②33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	8割	7割
③33万円+〔(令和元年度28万円、令和2年度28.5万円)×世帯の被保険者数〕以下の世帯	5割	5割
④33万円+〔(令和元年度51万円、令和2年度52万円)×世帯の被保険者数〕以下の世帯	2割	2割

①②については、特例の見直しがかかり、令和2年度に①は7.75割軽減、②は7割軽減となります。なお、①は令和3年度には7割軽減となります。③④については、軽減の基準が引き上げられ、対象者の拡充が図られます。

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は120万円を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。